議案第74号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、便所に係る規定を改めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第24条」を「第25条」に改め、同条第2項中「第19条及び 第25条」を「第20条及び第26条」に改める。

第6条第1号ア中「第14条第1項第1号及び第2項、第16条、第21条(令第20条第2項」を「第14条第3項及び第4項、第17条、第22条(令第21条第2項」に、「第22条並びに第24条」を「第23条並びに第25条」に改め、同号イ中「第18条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に改める。

第8条第3項中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に、「併設する」を「併設し、第13条第4号の基準を満たす」に改める。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。

第12条中「第18条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」に改める。

第13条第2項中「第18条第2項第1号から第6号まで」を「第19条第2項第1号から第6号まで」に改め、同条第4項中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条第5項中「第18条第2項第7号」を「第19条第2項第7号」を「第19条第2項第1号」に改める。

第14条第2項第7号中「第16条」を「第17条」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「部分」の次に「(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)」を加え、同条第2号、第4号及び第6号中「1以上の」を削る。

附則

- 1 この条例は、令和7年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の規定は、施行日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に

関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)にすることを含む。以下同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。